

表3 令和8年8月～令和9年7月に支給される一時金に適用される
換算率

【参考】改定前

(R7.8.1～R8.7.31)

支給された遺族（補償）等年金等の支給の 対象とされた月又は支給された遺族（補償） 等年金前払一時金等の支給すべき事由が生 じた月の属する期間	支給された 保険給付に 乗すべき率 (単位%)	支給された 保険給付に 乗すべき率 (単位%)
S 50年4月1日～51年3月31日	248.8	243.2
51年4月1日～52年3月31日	223.7	218.6
52年4月1日～53年3月31日	204.4	199.7
53年4月1日～54年3月31日	193.6	189.2
54年4月1日～55年3月31日	182.2	178.1
55年4月1日～56年3月31日	172.5	168.6
56年4月1日～57年3月31日	164.6	160.9
57年4月1日～58年3月31日	156.9	153.3
58年4月1日～59年3月31日	152.8	149.4
59年4月1日～60年3月31日	147.9	144.5
60年4月1日～61年3月31日	143.1	139.9
61年4月1日～62年3月31日	139.7	136.5
62年4月1日～63年3月31日	136.6	133.5
63年4月1日～元年3月31日	131.8	128.8
H 元年4月1日～2年3月31日	128.1	125.2
2年4月1日～2年7月31日	124.5	121.7
2年8月1日～3年7月31日	128.1	125.2
3年8月1日～4年7月31日	124.5	121.7
4年8月1日～5年7月31日	119.7	116.9
5年8月1日～6年7月31日	117.3	114.6
6年8月1日～7年7月31日	115.6	113.0
7年8月1日～8年7月31日	113.2	110.6
8年8月1日～9年7月31日	111.6	109.0
9年8月1日～10年7月31日	110.0	107.5
10年8月1日～11年7月31日	108.9	106.5
11年8月1日～12年7月31日	109.4	106.9
12年8月1日～13年7月31日	109.0	106.5
13年8月1日～14年7月31日	108.4	105.9
14年8月1日～15年7月31日	109.3	106.8
15年8月1日～16年7月31日	110.3	107.8
16年8月1日～17年7月31日	110.1	107.6
17年8月1日～18年7月31日	109.9	107.4
18年8月1日～19年7月31日	109.5	107.0
19年8月1日～20年7月31日	109.8	107.2
20年8月1日～21年7月31日	109.6	107.1

21 年 8 月 1 日 ~ 22 年 7 月 31 日	109.9
22 年 8 月 1 日 ~ 23 年 7 月 31 日	111.4
23 年 8 月 1 日 ~ 24 年 7 月 31 日	111.1
24 年 8 月 1 日 ~ 25 年 7 月 31 日	111.4
25 年 8 月 1 日 ~ 26 年 7 月 31 日	112.1
26 年 8 月 1 日 ~ 27 年 7 月 31 日	112.1
27 年 8 月 1 日 ~ 28 年 7 月 31 日	111.5
28 年 8 月 1 日 ~ 29 年 7 月 31 日	111.0
29 年 8 月 1 日 ~ 30 年 7 月 31 日	110.8
30 年 8 月 1 日 ~ 元 年 7 月 31 日	110.1
R 元 年 8 月 1 日 ~ 2 年 7 月 31 日	109.6
2 年 8 月 1 日 ~ 3 年 7 月 31 日	109.5
3 年 8 月 1 日 ~ 4 年 7 月 31 日	110.4
4 年 8 月 1 日 ~ 5 年 7 月 31 日	109.5
5 年 8 月 1 日 ~ 6 年 7 月 31 日	108.1
6 年 8 月 1 日 ~ 7 年 7 月 31 日	106.2
7 年 8 月 1 日 ~ 8 年 7 月 31 日	102.3

107.4
108.9
108.6
108.9
109.5
109.6
109.0
108.5
108.3
107.6
107.1
107.0
107.9
107.0
105.6
103.8